

平成22年度 府中市立あさひ苑 事業計画概要

前年の概況
<p>1. 組織作り 次年度(平成23年度)指定管理者受諾に向け、事業ごとに責任者体制を明確に示し、あさひ苑全体が法令を順守しながら利用者サービスの向上と提供に努める組織作りを進めた。</p> <p>2. 人材育成 昨年度と比較し、退職もなく人員的不足は事なきを得た。その上で、新任の研修や働きやすい職場づくりを中心に育成し、人材の確保を進めた。また、毎週水曜日を「ノー残業デイ」とし、業務内容にメリハリをつけ職員一人一人が自らの身体にケアできるよう目指した。</p> <p>3. サービスの質の向上 介護業務以外のその人らしい過ごし方のあり方と援助することと介護することの組み合わせで生活を支えるための研修を取り入れ、個別対応に努めた。高齢虚弱化に対応すべく、安心して安全な環境づくりを進めた。</p> <p>4. サービス評価 東京都福祉サービス第三者評価、情報公表の受審とともに、サービス自己評価を実施した。今年度から方法を変更し、各部署ごとの話し合いを行った上で、施設全体の意見交換の場を作ったことで職員のサービスの向上意識に結びついた。</p> <p>5. 地域包括支援センターの受託 地域包括支援センターを受託して今年度、第一歩を踏み出し、地域における総合相談機能を中心に運営を行った。今後、地域包括支援センターが各エリアに広がる中で、あさひ苑が他の見本とされるように、その基盤を整備した。</p>

課題
<p>1. ホーム 日に日に進む高齢虚弱化に対しても、安心して過ごせ、豊かな生活が継続できるような場所を創出し、より具体的な個別援助の適う介護プランを作成して支援する。介護業務の基本となる言葉づかいなど、初心にたち帰り、慣れから生ずる気の抜けや甘さを見直し、ご利用者が主人公として過ごせるように業務内容を改める。介護だけでなく看護や訓練食事といった共通業務が一体となり、連携して一人一人の利用者に寄り添ったケアが充実できるように取り組む。</p> <p>2. センター(通所他) 入浴介助や送迎業務等の事故防止に努め、安全第一を心掛け業務の基本をしっかりと身につける。介護予防、推進教室の運営については、地域包括支援センター介護予防コーディネーターと連携して、地域のニーズに対して過不足の無いサービスの質を確保する。</p> <p>3. 支援センター 地域包括支援センターを中心とし、地域の中の総合相談機関の拠点として、地域に安心と助け合いを広めていくための活動をさらに強化する。中でも、地区民生委員、自治会、老人会などの連携はより一層の充実が目指される。地域にある、居宅支援事業所や介護保険サービス事業所なども情報を密に交換して、住民サービスが適切に提供されるように支援していく。</p>

重点ポイント
<p>1. 長期的な組織作りを考え、人材の育成に取り組み、揺るがない組織基盤を作り上げる。</p> <p>2. あさひ苑全体で公設施設である意識をさらに高め、今まで以上に地域高齢者の受け皿として介護困難ケースや市の認めた緊急対応ケース等に対し常に施設のアンテナを24時間立て続ける。特養の利用者についてもサービスの質や利用者の個別のニーズに対する取り組みを進める。</p> <p>3. 家族支援システムをスムーズに使用し、記録等の確実で正確な運用を進め、第三者に理解しやすいサービスの実現を目指す。</p> <p>4. 施設全体で法人の理念の理解のもと、ご利用者の個々にあった対応に向け、過ごし方や生活環境を整え、さらに食事時間などの生活リズム等につけても個別対応を目指す。</p> <p>5. 2階、3階フロアの改修工事の予定に対し、住み心地や生活空間の検討を行う。</p> <p>6. 介護保険報酬での運営にあっても、サービスの質の向上に取り組める組織を作るための人材育成、研修を強化し、各事業ごとの運営をはかる。</p> <p>7. 毎月の防災会議・防災訓練を中心に、あさひ苑全体として防災意識を高める。法人の基本指針「常に防災を心がけ火を出さない」を守り、利用者に安心安全な生活を提供する。</p>

全体を通した考え方
<p>1. 法人理念である「最も困っている人々を支援する」「家族を支援する」を、職員一人ひとりが原点から理解して援助が実践できるよう、具体的に取り組む。</p> <p>2. 運営基準を遵守した組織体制を整え、事業ごとの責任体制の明確化を推進する。また地域包括支援センターを併設する公的な機関、市立という立場をわきまえ施設全体が地域福祉拠点としてさらに地域の安心と信頼を得て総合力を高める。職員の資質においては、服装・態度・言葉遣いなどの基本マナーの徹底から福祉従事者としての意識を高めていくよう、年間活動を通し取り組んでいく。</p> <p>3. ホームの暮らしの場としての居場所作りの中で、口腔ケアをはじめ、五感のケアをより一層進める。安全で安心して生活環境づくりに取り組む。また、今後増大する看取りのケアについてもご利用者ご家族が安心して過ごせるよう、各部門連携して取り組んでいく。在宅についても同様に在宅サービス担当者会議を中心にターミナルケアについて検討していく。</p> <p>4. 高齢者やご家族が、住み慣れた地域で末永くその方らしい生活を維持していけるように、地域と共に考え協働していく。そのためにシニアの方々の活躍をお願いする。</p> <p>5. 常に事実を客観的に判断する目を養い、従来の考え方にとらわれることなく、新たな発想でチャレンジしていく。</p>



		対利用者	職員・業務
運営・管理	事務局担当	<p>1. 経理 介護保険報酬ベースでの予算管理をめざす。介護保険請求業務の円滑化を図るために、サービス情報の共有化と各部署の連携を充実させる。法人の運営指標に基づく適切な財務管理を行う。会計準則・経理規程を遵守し、適正な経理処理を行う。業務の効率化と機能拡大を図る。</p> <p>2. 庶務 就業規則・給与規程等を遵守し、労務管理の公正化と徹底化を図る。施設採用の人材確保を促進する。メンタルヘルス対策の取り組みを充実させる。文書類の整備。</p>	<p>1. 介護保険運営基準を理解し活用する。</p> <p>2. 指定管理・受託契約書の内容把握。</p> <p>3. 諸規程・規則の理解し応用。</p> <p>4. 財務諸表の理解と適正な管理を行う。</p> <p>5. 月次経営会議の充実化に努める。</p>
	サービス提供	<p>1. サービスの質の向上 福祉サービス第三者評価、情報公表制度、福祉相談員、オンブズパーソンおよび法人サービス自己評価を通じ、サービスの質の向上を目指す。相談・苦情への対応と解決について「苦情対応規定」に基づき、適切に対応する。</p> <p>2. 利用者の安心安全の暮らしを守る 事故防止および感染症対策の徹底、ヒヤリハット報告の活用を行う。毎月、防災訓練を実施し、常に防災について意識する。</p> <p>3. 法令・規程を遵守したサービス提供 法令および、法人で定められた各種規程を遵守した施設運営を行う。</p>	<p>1. 会議の円滑・計画的な開催をする(サービス向上会議、安全衛生委員会、感染対策委員会、事故防止委員会、身体拘束廃止推進委員会、褥瘡予防対策会議、防災会議等)。</p> <p>2. 法人研修と連携した施設内研修を計画的に実施する。</p>
支援センター	地域包括	<p>1. 第1地区の後期高齢者の実態把握を緑苑在宅介護支援センターとも連携してをより一層進める。</p> <p>2. 日中独居者や重介護家族への食サービス提供事業を効率的に利用して、地域における見守りネットワークを推進していく。</p> <p>3. 独居・高齢者のみ世帯や認知症高齢者を取り巻く環境に対して積極的に支援を試み、虐待や介護放棄(自己放任を含む)の予防に取り組む。担当地区ケア会議や高齢者地域支援連絡会を今まで以上に有効活用していく。</p> <p>4. 介護予防コーディネーターによる介護予防普及啓発事業をさらに進め、行政の事業を積極的に担いながら、介護サービス、介護予防推進事業がバランス良く市民に行き渡るように活動する。</p> <p>5. 特別養護老人ホームという入所機能やデイサービス・ショートステイというサービス提供を後盾に認知症ケアの地域拠点として活動する。昨年立ち上げた「介護者サロン」と連動して、積極的な取り組みを行う。</p>	<p>1. 記録管理。</p> <p>2. 包括会議を定期的に行い情報を共有しスムーズな業務の連携を図る。</p> <p>3. 施設内会議を通し連携の強化を図る。</p>
	居宅介護	<p>1. あさひ苑包括支援センター・緑苑在宅介護支援センターとの連携で適切な支援を行う。</p> <p>2. 利用者・家族とのコミュニケーションを深め良い関係作りを努める。</p> <p>3. 認知症ケア医療的ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を努める。</p> <p>4. 公設の居宅支援事業所としての自覚を常々持ち、対応困難ケースへの支援を積極的に志す。</p>	<p>1. 法令遵守に基づく業務を徹底する。</p> <p>2. 特定事業所加算の取得を目指した業務体制を整備する。</p> <p>3. 研修などを有効的に活用してスキルアップに努めケアマネジメント力を向上させる。</p>
在宅サービス	ヘルパー	<p>1. 法令遵守に基づいた訪問介護計画書の作成。</p> <p>2. モニタリング、アセスメントで課題分析を行い、適切なサービス提供に繋げる。</p> <p>3. 人材育成としてサービスの質の向上の為、研修プログラムを充実させ登録ヘルパー業務について評価を行う。</p> <p>4. 予防訪問介護に関し在宅生活維持の為、包括支援センター・ケアマネと協働してサポートしていく。</p>	<p>1. 規定を理解し基づき作成する。</p> <p>2. 定期的なモニタリング、アセスメントを活用する。</p> <p>3. 登録ヘルパーの研修を実施する。</p> <p>4. 援助計画見直しの検討会議を開催する。</p>
	通所介護・介護予防推進	<p>1. 介護計画に基づいた援助を実践しまた記録として記載していく。また担当者会議の実施を見直し工夫をしていくことで利用者の変化やニーズを的確に抽出し、作成したケアプランを利用者本人及び家族に丁寧に説明し、より充実したサービス提供ができるように志す。</p> <p>2. 認知症への理解を含め、その人らしさとは何かを探る取り組みを行う。情報収集・ケアカンファレンスの流れを明確にし、アセスメントを的確に行うことで、個別援助計画が練られ豊かな援助につながっていく。</p> <p>3. 地域デイサービスは、元氣一番介護予防検診の結果に基づき対象を幅広く網羅した形で各町内6曜日・6会場で行っていく。また個別台帳の作成を行い、通所介護同様に個別援助を充実させていく。</p> <p>4. 平成22年度から新たにうつ予防教室をくわえ、5種教室を実施する。推進事業は開始から6年目の事業となるが、地域包括支援センターと連動することで実績を上げ市民に対する介護予防の拠点活動として充実をさせていく。</p> <p>5. 入浴・送迎などに置けるリスク管理を見直すと共に、安全確保の再認識をし事故防止に努める。</p>	<p>1. 通所介護事業においても法令遵守に基づいた業務を徹底する。</p> <p>2. 会議体の見直しと定期開催の実施に努める。</p> <p>3. 記録の充実と記録作業の調整を行う。</p> <p>4. 事故防止への取り組み、リスク管理と研修を実施する。</p> <p>5. 個別台帳を作成する(地域デイ)。</p> <p>6. 介護技術向上のための研修を実施する。</p>
滞在部門	ショート	<p>1. 利用期間中の安全安楽な生活を送って頂けるよう支援することを最優先とし、短期入所生活介護計画書を作成していく。</p> <p>2. ショート利用中の過ごし易い居場所の提供、日中の過ごし方の充実を図る。</p> <p>3. 一般ショートの適切な運用、緊急ショート受入れを行い地域の困難状況に対応する。</p>	<p>1. 短期入所生活介護計画書の見直しと作成。</p> <p>2. 安定したサービス提供を行う為の人材育成と業務の整備。</p> <p>3. 居宅支援事業所・包括支援センターとの連携。</p>
ホーム	2F・3F	<p>1. 日常生活援助の充実 基本援助内容を利用者の日常生活リズムに合わせ、家庭的で快適な生活を提供する。 余暇活動・五感のケアを含めた過ごし方の検討と実施。 ホーム2F・3Fの壁紙・床の張り替え計画を踏まえ、安全・安心で機能的な環境整備と居場所づくりに取り組む。</p> <p>2. 個別ケアの充実 利用者の認知面や身体状況に応じたグループ化をはかり、特性に合わせたチームケアの充実を目指す。一人ひとりにとっての当り前の生活を支える(整容・余暇・清潔保持・役割・こだわり)。 入所前の生活・経験等情報収集し情報共有を図り本人状態にあったケアプランの作成とケアの実践に努める。</p>	<p>1. 介護保険制度に則った記録の充実をはかる。書類・システムを整備し活用する。</p> <p>2. 利用者の権利擁護・尊重を第一に捉えた体制作りとケアの実施を行う。</p> <p>3. 事業計画 実際の業務 評価 事業報告 次計画のサイクルを定着させる。</p>
	看護	<p>1. 健康管理・健康の維持増進・継続的な体調管理に努め、日々の体調管理と状態変化の把握により一層努める。</p> <p>2. 重度化・高齢化の進行により、更に医療ニーズが高まってきている。医師面談を適宜行い、安心して安楽な生活が送れるよう、異常の早期発見、早期予防、臨機応変な対応に取り組んでいく。</p> <p>3. 施設看護職としての役割を果たすべく、業務マニュアルの整備、見直しを順次行い、専門職としてのスキルアップを図っていく。</p> <p>4. 感染予防と環境整備につとめ、高齢者施設として安全性の確保、危険回避などのリスク管理を充実させていく。</p> <p>5. 他医療職と協力し、口腔ケアの充実、眼、耳の清潔を保ち安楽な生活の維持を図る。</p> <p>6. 研修、各種会議など積極的に参加し、他職種との連携を図っていく。</p> <p>7. 入通院時の家族の付き添いや緊急時の対応については、引き続き 家族の理解と協力を図っていく。</p>	<p>1. 環境整備と衣類の調節と体調管理に努め、健康管理に繋げていく。</p> <p>2. 業務マニュアルの整備、見直し。</p> <p>3. 各種会議への参加と研修の実施及び施設看護職のスキルアップに努める。</p> <p>4. 労働安全衛生委員会と協力してメンタルヘルスケアに取り組む。</p>
共通	訓練	<p>1. 法令遵守に基づき個別機能訓練を機能訓練加算要件に沿って計画し実施する。</p> <p>2. 機能訓練のターミナルケアの関わり方を構築する。</p> <p>3. 転倒予防と福祉危機管理を行いご利用者の安全対策を行う。</p>	<p>1. 機能訓練加算要件に沿った個別機能訓練計画を作成する。</p> <p>2. 家族支援システムを有効活用できるようにする。</p> <p>3. 業務日誌・記録の充実させる。</p>
	食事	<p>1. 食事の基本は安心・安全な食事提供(衛生管理を含む)ではあるが、日々の食事が五感のケアの一つの食感(見た目・味・香・音)となるよう、メリハリをつける。(利用者の声に応え、食事の満足度を高める)ぬくもりを感じる、作り手が見える食事配膳を行う。</p> <p>2. 利用者の体調・健康の個別管理を行う。 毎月の体重測定と摂取量・残菜の把握をし、体調変化の早期発見。他職種と連携し改善に繋げる。 入所・退院時等変化時の適切な食事提供の確認をする。 ソフト食などを含めた食事形態を確立する。</p> <p>3. 新調理システムの活用を継続する(レシピ集の確立 食の展開に繋げる 各サービスの食提供に合わせた工夫)。</p>	<p>1. 東京都自主管理認定取得と継続を行う。</p> <p>2. 食事提供方法変更する(フロア配膳・デイ食堂配膳)。</p> <p>3. 個別栄養管理書作成(3ヶ月ごと)を行う。</p> <p>4. 食形態の確立をする。</p> <p>5. 新調理システムの活用し、発展させる。</p>